

特許権は、他の誰かが特許権にもとづく発明を無断で利用したときに、「その権利は私のものですから勝手に利用しないで下さい」と主張できる権利であり、出願から20年間は特許権にもとづく発明を独占的に利用できる権利です。ここでいう「利用」とは、一般的には「産業として」つまり「事業として」利用することをいいます。

特許法では、上記の内容を「特許権者は、業として特許発明を実施する権利を専有する」と定め、「実施^{用語}」とは、次のような行為をいいます。

ア. 物の発明にあつては、その物を生産、使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申し出をする行為

イ. 方法の発明にあつては、その方法を使用する行為

ウ. 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申し出をする行為

つまり、特許権者は、ア～ウの行為を独占的に行うことができ、また、他の誰かがこのような行為をした場合には、特許権侵害行為の差止めや特許権侵害行為に対する損害賠償を求めることができます。